



令和7年4月30日

世田谷区子どもの権利条例の施行について

世田谷区では、子どもの権利が当たり前前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と地域社会をつくり出し、発展させ、継承していくことを目指して、これまでの「子ども条例」を改正し、「子どもの権利条例」を施行しました。

1 条例改正の経緯

世田谷区では、平成13年12月に23区で初となる「世田谷区子ども条例」を制定し、国連の「子どもの権利に関する条約」に掲げる理念のもと、子どもたちの意見を様々な場面で聴きながら、子どもが健やかに育つことができ、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会の実現に取り組んできた。

この条例制定から20年以上が経過し、子どもや若者を取り巻く社会状況の変化や、令和5年4月に施行された「こども基本法」の考え方を踏まえて条例の内容検討を進め、令和7年第一回区議会定例会にて可決・成立し、本年4月に「子どもの権利条例」を施行した。

2 子ども・若者の声を反映した条例検討の取組み

子ども条例の改正に向けては、小中学生・若者へのアンケートや区ホームページを活用した子ども・若者の声ポスト、児童館や青少年交流センター等での子ども・青少年会議などを実施し、子どもたちの声を聴く取組みを行った。

中高生世代で構成する「子ども条例検討プロジェクト」においては、こうした子ども・若者の声を踏まえて条例の内容について検討するなど、子ども・若者が主体となり、条例改正に向けた検討を進め、子どもたちの思いが反映され、子どもの権利を具体的に明記した「子どもの権利条例」の改正施行につなげることができた。

3 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------|----------------------------|
| 令和7年4月 | 子どもの権利条例 施行 |
| | 区立小中学校の全児童・生徒等へ啓発パンフレットを配付 |
| | 4月以降 各種機会を捉えて周知・啓発 |
| | 5月 私立学校や各関係機関等に啓発パンフレットを配付 |
| 11月20日 | 「世田谷区子どもの権利の日」 |
| 11月22日 | 子どもの権利の日イベントを開催 |

◎問合せ 子ども・若者支援課

電話03-5432-2528